

東海第二原発再稼働阻止に向けて水戸地裁判決を生かそう―大石光伸さん（東海第二原発 運転差止訴訟原告団共同代表）の講演から

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

去る6月5日、たんぼぼ舎の第32回総会が開催され、第二部の記念講演で大石光伸さん（常総生協・東海第二原発運転差止訴訟原告団共同代表）の講演があった。「東海第二原発再稼働阻止に向けて水戸地裁判決を生かそう」と題したもので、原告団というよりも大石さん個人の判決評価に感銘を受けたので、ここに紹介したいと思った次第である。）大石さんの講演は、たんぼぼ舎総会記念講演 you-tube でもみることができる（参考資料）。

なお、判決本文と日本弁護士連合会の会長声明を参考資料（アドレス）として掲載している。読んでいただければと思う。

■ 3.18 水戸地裁判決

水戸地裁判決は「被告日本源団は東海第二原発の原子炉を運転してはならない」とし、その理由も次のように明確なものであった。

【避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態で、現行法制化において少なくとも30km圏内の原告住民らについて、深層防護の第5の防護レベルに欠けるところがあり、住民の人格権侵害の具体的危険がある。】

※深層防護（しんそうぼうご）とは一般には次の5つのレベルからなるとされている、とされている。

第1のレベル：異常・故障の発生防止

第2のレベル：異常・故障の「事故」への拡大防止

第3のレベル：「事故」の影響緩和

第4のレベル：「過酷事故」に対する対策

第5のレベル：「過酷事故」に対する防災・避難計画

■ 大石光伸さん「判決のどこに着眼するか」

大石光伸さんの講演から「判決のどこに着眼するか」（タワーピント・スライド3p）をみていただきたい。

○ 1～3 について

1～3について、判決は当然の前提としていること。

1は、原発の運転は、被害を多層に発生させる。過酷事故が発生した多場合、深刻な被害を与える可能性を本質的に内在している。

2は、原発の事故は、他の科学後術の利用に伴う事故とは質的に異なる。

3は、自然災害は、いつどのような規模で発生するかは予測困難。事実、福島第一原発事故の前も、専門家の意見を尊重して規制が行われていたにもかかわらず事故が発生した。

- 4では、深層防護の考え方は重要としたうえで、5を検討する。
 - そして5で、「実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整っているのは程遠い」と明確に述べたこと。具体的な3点の指摘は資料を参照していただきたい。
 - すなわち、深層防護の考え方は重要としたうえで、第5レベルと検討し結論を導いていることである、と大石さんは評価する。
- ※ なお、タワーピント・スライド4 pの「裁判からのメッセージ」後段の言葉は、裁判官の心情を斟酌した大石さんの言葉であることに注意。

■ 水戸判決を「生かす」とは

大石さんは水戸判決は、国策に対する地域自治（地元から首都圏まで）の「抵抗の道筋」を敷いてくれたと評価し、水戸判決を「高裁で確定させる」闘いの重要性を強調した。そのうえで、来年2022年が山場だと強調し、今から準備していると述べた。

最後に大石さんは、控訴審は当然ながら東京高裁で行われる。首都圏、とりわけ東京の人々の傍聴を訴えた。

かねてより、裁判闘争をどう位置付けるか、どう闘うかは、様々な意見がある。東海第二原発運転差止訴訟原告団の闘いの教訓は、裁判を弁護士にまかせず、準備書面や意見陳述を自ら準備し、弁護団会議や水戸地裁に臨んだことである。東海第二原発の再稼働を阻止する闘いは、現地と首都圏連帯の闘いと裁判闘争とを連携して取り組み、再稼働阻止を現実のものとしていかなければならないと、改めて思った次第である。

<参考資料>

- 水戸地裁 判決本文
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/255/090255_hanrei.pdf
- 東海第二原発差止訴訟水戸地裁判決に対する会長声明（日本弁護士連合会）
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210326.html>
- たんぽぽ舎総会・32周年記念講演（大石光伸さん、菅井益郎さん）you-tube
<https://www.youtube.com/watch?v=PqwxJmPnwqE>